明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務一〇三）　一
〔告示〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇八四～一〇九八）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人国際交流基金平成二十事業年度決算、独立行政法人国際観光振興機構平成二十事業年度財務諸表、税理士証票無効・登録まつ消、型式部材等製造者の認証、住宅型式性能認定、特定計量器型式承認関係　八九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四
一六

省令

○総務省令第百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

総務大臣　原口　一博

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第三号を次のように改める。

三　写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第五十条において同じ。）一枚

第四十六条第二項を次のように改める。

2　免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。

一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から免許を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二　免許を受けようとする者が他の無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を前項の申請書に記載するとき。

三　免許を受けようとする者が電気通信事業法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

四　免許を受けようとする者が電気通信事業法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条　削除

第五十条中「免許証を汚し、破り、又は」を「氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは」に改め、同条第三号中「前条第一項に規定する場合」を「氏名に変更を生じたとき」に改める。